

令和3年9月定例会

請願・陳情文書表

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

目 次

陳 情 の 部

陳情一覧表	3
総務教育常任委員会	5
福祉生活病院常任委員会	8
地域づくり県土警察常任委員会	14

陳 情 一 覧 表

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	備 考
総 3年－22 (R3.09.07)	新時代創造	いわゆる“SDGs”の取り組み推進に係る意見書の提出について	5頁
総 3年－23 (R3.09.13)	総 務	ファミリーシップ制度の導入について	6頁

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

福 3年－15 (R3.08.11)	生 活 環 境	大口径ライフル射撃場の新設について	8頁
福 3年－17 (R3.09.02)	子育て・人財	私学助成に関する意見書の提出について	10頁
福 3年－19 (R3.09.06)	コ ロ ナ 対 策	酒類の提供禁止に係る要請とコンプライアンスに係る意見書の提出について	11頁
福 3年－20 (R3.09.06)	コ ロ ナ 対 策	新型コロナウイルス感染症ワクチンの異物混入に係る情報提供及び再発防止等を求める意見書の提出について	12頁
福 3年－25 (R3.09.13)	福 祉 保 健	コロナ禍における医療提供・相談体制の充実と周知について	13頁

陳情（新規）・地域づくり県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	備 考
地 3年－16 (R3.09.01)	危 機 管 理	原発稼働の要件の中に、原子力災害時の避難計画を国が審査・検証する仕組みを作ることを求める意見書の提出について	14頁
地 3年－18 (R3.09.06)	危 機 管 理	島根原発2号機再稼働の是非について意見を述べる前に、中国電力に対して立地自治体並みの安全協定の実現を強く求めることについて	15頁

地 3年-21 (R3.09.07)	県土整備	皆生海岸侵食対策（和田工区）について	16頁
地 3年-24 (R3.09.13)	地域づくり	戦没者の遺骨が眠る土砂を辺野古新基地建設の埋め立て等に使用しないよう求める意見書の提出について	18頁

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
3年-22 (R3.09.07)	新時代創造	いわゆる“SDGs”の取り組み推進に係る意見書の提出について	
<p>▶陳情事項 鳥取県議会から国に対し、いわゆるSDGsの取り組みを推進すべき旨の意見書を提出すること。</p>			

<p>▶陳情理由</p> <p>持続可能な開発目標（SDGs=Sustainable Development Goals）は、17の世界的目標、169の達成基準、232の指標からなる持続可能な開発のための国際的な開発目標。貧困や飢餓に終止符を打ち、福祉を増進し、質の高い教育を推進し、地球を保護し、すべての人が平和と豊かさを享受できるようにすることを目指す普遍的な行動を呼びかけている。</p> <p>一方、東京五輪・パラリンピック組織委員会は7月28日、東京・国立競技場で23日に開催された五輪開会式の際、スタッフやボランティアに用意した弁当など1万食分のうち、約4000食分が消費されず、処分したと明らかにした。他の競技会場など全体でも、約2～3割の食品が余る状態だったことを確認したという。「五輪では7月3日からの1カ月間でスタッフ向けの弁当など13万食（発注量の25%）が廃棄された」との報道もある。</p> <p>組織委は大会前、「持続可能性に配慮した運営計画」を策定し、「食品ロス対策を進めるためのレガシー（遺産）とする」とアピールしていたが、それに反する形となり、国内外から批判を集めた。</p> <p>さらには、8月31日、五輪で使った9会場の医務室で余ったサージカルマスクなど、500万円相当を廃棄していたと発表した。廃棄したのは1箱50枚入りのサージカルマスク660箱、ガウン3420枚、消毒液380本。原則無観客などに伴い、医務室で使う消耗品が大量に余った。パラリンピックで再利用しようとしたところ、8月29日に廃棄が発覚したという。コロナ禍で医療資源の不足が言われる中で、また、国民の大切な税金が原資であることを踏まえると、あってはならないずさんな管理だった。</p> <p>なお、鳥取県でも、循環型社会の推進や環境立県の推進をし、県民向けには、エシカル消費（人・社会・地域・環境に配慮した消費行動）を呼びかけているところである。</p> <p>このような廃棄はSDGsの理念に反するものであって、国に対し、いわゆるSDGsの取り組みを推進すべき旨、意見書の提出をたまわりたく、陳情する。</p>			
<p>▶提出者 足羽 佑太 （倉吉市）</p>			

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
3年-23 (R3.09.13)	総 務	ファミリーシップ制度の導入について	
▶陳情事項 鳥取県において、ファミリーシップ制度の導入を実現すること。			

▶陳情理由

鳥取県人権尊重の社会づくり条例ではその中に「性別、性的指向、性自認（中略）を理由にする差別その他の人権に関する問題への取組を推進し、差別のない真に人権が尊重される社会づくりを図ることを目的とする」とある。

上記を踏まえ、SOGIE（Sexual Orientation & Gender Identity Expression；性的指向と性自認、どのような性表現をするのか）にかかわらず、すべての県民が自分自身を大切にし、自分らしく生き、互いを認め合えるまちをつくるためにファミリーシップ制度の導入を実現していただきたいと考える。SOGIEは性的マイノリティのみならず、すべての人の性的指向を指す言葉である。この制度の導入により、どのようなSOGIEであっても、誰もが自身の人生をパートナーやその子どもと、家族として安心して暮らすことのできるまちの実現を切望するものである。

まず、この制度の導入を求める理由としては、婚姻以外にパートナーやその子どもと家族としての関係を社会的に認められる法律がないことにある。社会的に認められないことによる具体的な問題としては以下のとおりである。

- (1) 医療機関において家族として対応できない
 (例) パートナーや子どもの病状説明や入院手続きの対応
- (2) 公営住宅や民間の賃貸住宅への入居拒否
- (3) 勤務先等での家族としての福利厚生を受けられない

以上のことなどがあげられる。ファミリーシップ制度を導入したとしても、あくまで制度であり、法的な効力はないため、遺産相続などは別の対応が必要であるが、社会的に認められる証明のひとつになることは当事者にとって大きな意義を持つと考えている。

また、鳥取県が作成した『多様な性を理解し行動するための職員ハンドブック』には性的マイノリティがライフステージごとに直面する困難として、青年期には「パートナーとの関係を家族に伝えられない、社会的に認められない」、高齢期には「パートナーとの死別に係る困難（葬儀参列不可）」などが挙げられている。これらの問題に対する具体的な対策はハンドブックには書かれていないが、ファミリーシップ制度の導入で解消できる問題があることは確かである（ハンドブックでは鳥取県職員の同性パートナーに対する福利厚生は認められている。）。

県内の状況としては、平成30年に米子市ではパートナーシップ制度の導入に関する陳情が採択され、また今年に入り境港市も将来的なファミリーシップ制度を見据え、パートナーシップ制度の導入を決めたとの報道がなされているところであるが、県庁所在地である鳥取市をはじめとした他の市町村においては未だその動きがみられない。全県にわたり同様の制度が適用されれば、当事者は発行されたファミリーシップ証明書

を携帯することで県内どこでも同一の効力を発揮することとなる。

上記の理由から、婚姻という既成の法律・制度に取り残され、従来の家族制度に当てはまらない人々が家族として生きられる、新しい家族のあり方として、選択肢を増やせられるような制度を導入していただきたいと考える。

▶提出者

藪田 優大 (鳥取市)

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
3年-15 (R3.08.11)	生 活 環 境	大口径ライフル射撃場の新設について	
▶陳情事項 鳥取県において、大口径ライフルの射撃場を新設すること。			

▶陳情理由

現在、鳥取県においてニホンジカ、イノシシ等による農林水産被害が深刻化し、さらに自然生態系への影響が懸念されている。

ニホンジカの鳥取県推定個体数は44,650頭（平成29年度末）で、過去10年間で2.1倍に増加している。県全域で増加傾向にあり、90%の個体が県東部に集中しているが中部・西部へも拡大している。農林業被害は6,400万円（平成29年）で、その大半はイノシシによるものである（全国的にはニホンジカの被害が最多である。）。こちらにも被害の中心は東部であるが、シカの分布拡大に伴い中西部の被害額も増加してきている。また、獣害に遭うことで営農意欲を失ってしまう等の金額に現れない被害もある。

ニホンジカが高密度で生息すると、森林内の下層植生の衰退・裸地化、希少植物への食害など森林生態系への影響が発生するようになる。その結果、土砂の流出による水害や、食草消失による生物の分布変化や消失が連鎖的に拡大するおそれがある。鳥取県では八頭、若桜、智頭の森林植生の衰退が進んでおり、また、三朝町、日南町でも衰退が始まっている場所がある。

こういった被害を防ぐためには、植林地などに防護柵を設置することも重要ではあるが、なにより生息数を減らすことが必要である。近年捕獲数は増加してきているが、さらに増やさなければイノシシ、シカを減少させることはできない。そして、それらの大型の獣を仕留めるためには、スラッグ銃やライフル銃などの大型の弾が撃てる銃が効果的である。罠にかかった獣に止めを刺すにも銃で行うのが安全であり、ジビエ等の食肉利用を行おうと考えると、散弾銃よりもスラッグ銃を使う必要がある。これらの銃を扱うためには、しっかりと照準を設定したり、十分な射撃技術や安全管理が必要である。

その練習は大口径ライフルの射撃場でなければ行えないが、鳥取県内には整備されておらず、県外まで出向いて練習を行わなければならないのが現状であり、経済的にも時間的にも負担が大きい。高齢の銃猟者や近年増えてきた若い銃猟者が、銃を使用するための負担が大きいことで手放してしまうことが懸念される。

また、近年カワウの数が増加しているが、これらの駆除には空気銃がよく使用されるが、その練習も大口径ライフルの射撃場でなければ行うことができない。

ついては、今後の農林水産被害防止及び自然生態系保全のため、そして捕獲従事者の事故防止のため、県内に大口径ライフルの射撃場の設置を要望する。

さらに、捕獲従事者の中には国民体育大会の射撃部門に鳥取県代表として出場している者がいるが、成績が振るわない。練習場確保に苦慮し

ている実情からも、県を代表して参加する者の練習場整備は是非とも県において行っていただきたく、併せて要望する。

▶提出者

一般社団法人鳥取県猟友会 会長 柴垣 信司

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
3年-17 (R3.09.02)	子育て・人財	私学助成に関する意見書の提出について	
<p>▶陳情事項</p> <p>鳥取県議会から政府及び国会に対し、次に掲げる項目を求める意見書を提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現行の私学助成に係る国庫補助制度を堅持し、一層の充実を図ること。 2 公教育の新たな基盤となる I C T環境の整備充実を図ること。 3 私立学校の保護者の経済的負担を軽減するために、就学支援金制度の拡充強化を図ること。 			
<p>▶陳情理由</p> <p>本県の私立学校（高等学校、中学校、幼稚園）は、各々の建学の精神に基づき、特色ある教育を積極的に展開し、本県の公教育の発展に寄与している。</p> <p>少子高齢化が進行する中で、今後とも持続可能な社会を継続していくためには、我が国の将来を担う子供たちに、時代や社会の変化に対応できる能力や課題解決力を身に付けさせる必要があり、教育環境の整備が最重要課題となっている。これに加え、学校の I C T化をはじめ、学校施設の耐震化及びコロナ禍における空調・換気設備の整備を進め、有為な人材の育成を通じて国の発展に貢献していくには、先ずは学校経営の安定的継続が前提であり、そのためには経常費助成の更なる拡充とともに、これからの公教育の共通基盤となる I C T等の教育環境の整備への国公立を問わない支援が喫緊の課題となっている。</p> <p>また、令和3年度から本格実施された授業目的公衆送信補償金制度は、子供たちが安心して資料等を自由に活用するためにも、私立学校が補償金額を確実に受領できる支援措置が望まれる。授業料支援においても、幼稚園から大学に至る授業料の公的支援制度が実施される中で、私立小中学校における経済的支援の実証事業が今年度で終了することから、制度の恒久化が強く求められている。</p> <p>公教育の一翼を担う私立学校に対する助成措置は各都道府県の所管事項であるものの、教育は国の将来の発展に重要な役割を果たすことから、国の全面的財政支援が求められる。</p> <p>ついては、私立高等学校等の教育の重要性に鑑み、教育基本法第8条の「私立学校教育の振興」を名実ともに確立するため、高等学校等の私学助成に係る国庫補助制度が堅持され一層の充実が図られるよう、貴議会より政府及び国会に対する意見書の提出に特段の御高配をお願い申し上げます。</p>			
<p>▶提出者</p> <p>一般社団法人鳥取県私立学校協会 会長 野田 修</p>			

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
3年-19 (R3.09.06)	コロナ対策	酒類の提供禁止に係る要請とコンプライアンスに係る意見書の提出について	
<p>▶陳情事項</p> <p>鳥取県議会から国に対し、新型コロナウイルス感染症対策に関して、酒類の提供禁止に係る要請や、ロックダウンの可否を含む今後の対策におけるコンプライアンスの徹底を求める意見書を提出すること。</p>			

<p>▶陳情理由</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に関連し、7月8日、酒類の提供自粛や営業時間短縮に協力しない飲食店には金融機関経由で働きかける旨、西村経済再生相の発言があった。</p> <p>発言の背景には、酒類提供自粛が進まない中、資金繰りに苦慮することの多い飲食業界にとって、融資の可否を握る銀行の意向は無視しにくいとの思いがあったのだろう。結局、加藤官房長官は9日の記者会見で「飲食店に対して融資を制限するといったような趣旨ではない」と釈明した。</p> <p>お金を借りる弱い立場の飲食店に対し、金融機関が営業内容に注文をつける行為は独禁法が禁じる「優越的地位の濫用」にあたる可能性があり、これを政府が要請するのはコンプライアンス上問題がある。酒類の提供自粛は、当然収益に響き銀行による債権回収にも影響するが、これを金融機関に働きかけさせることは、自らの首を自ら絞めることを要請するようなもので、営業の自由にも抵触する可能性がある。また、そもそも飲食店は、十分な補償なきまま、「自粛」ができるはずはなく、十分な財政上の措置が必要となる。</p> <p>「政府のコロナ対策は、営業時間の短縮や酒類の提供停止など飲食業界に集中している。飲食店の営業の権利に、ここまで介入するほどの実効性があるのかは疑問だ。明確な因果関係がないまま、ひとつの業界を悪者にしてしまった印象がぬぐえない。」との識者の指摘もある。(飯田泰之・明治大学准教授)</p> <p>釈明・撤回されたものであるとはいえ、政府内における統率が不十分なまま、法的根拠・リーガルチェックの薄弱な「要請」がなされたこと、それにより、多くの飲食店や関係者を悩ませたことについては、再発防止を求める必要がある。</p> <p>いま議論されている、強権的な移動制限（罰則付きロックダウン）についても、憲法が国民に保障する移動の自由（22条）や財産権（29条）にも関連するセンシティブな問題で、拙速に決定するのではなく、憲法学的な観点から議論の必要があろう。</p> <p>ついては、今回の酒類提供禁止要請や今後の新型コロナウイルス感染症対策に関して、コンプライアンスを徹底することを求める旨意見書を提出賜りたく、陳情する。</p> <p>▶提出者 足羽 佑太 （倉吉市）</p>			
---	--	--	--

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
3年－20 (R3.09.06)	コロナ対策	新型コロナウイルス感染症ワクチンの異物混入に係る情報提供及び再発防止等を求める意見書の提出について	
<p>▶陳情事項</p> <p>鳥取県議会から国に対し、新型コロナウイルス感染症ワクチンの異物混入事件に関連し、速やかな安全性調査と再発防止策の検討、自治体や国民への逐次の情報提供を求める意見書を提出すること。</p>			
<p>▶陳情理由</p> <p>8月26日付け報道によれば、モデルナの新型コロナウイルス感染症ワクチンの一部に異物が混入しているのが相次いで見つかり、厚生労働省は、同じ工程で製造されたワクチンの使用を見合わせることを決めたそうである。対象となる全国の863会場に配送されたワクチンで、合わせておよそ163万回分。見つかった異物は粒子状で、磁石に反応することから金属製と見られるという別の報道もある。</p> <p>厚生労働省は、仮に、異物が混入した未開封のワクチンを接種に使ったとしても、ワクチンの製造は通常、無菌状態の工程で行われるため、異物が混じっても薬剤の品質に影響が出ることは考えにくく、ワクチンは筋肉注射で行われるため異物で血管が詰まるリスクもない、だから「安全性に問題はないと考えられる」と説明している。</p> <p>さらにファイザー製でも異物混入が発覚し、「注射器の針を瓶のゴム栓に斜めに刺すなどし、削り取られた一部の破片が混入した可能性がある」との報道がある。</p> <p>因果関係は不明ながら、広島県の男性（30歳）が、国が接種を見合わせたワクチンと同じロット番号のものを接種した後に死亡していたことが分かった。8月22日に打った2回目のワクチンが、その4日後に見合わせの対象となった。</p> <p>政府が「切り札」にしてきたワクチンで、このように立て続けに問題が発生したことは残念で、速やかな安全性調査と再発防止策の検討、自治体や国民への逐次の情報提供が必要となる。ついては、その旨意見書を提出賜りたく、陳情する。</p>			
<p>▶提出者</p> <p>足羽 佑太 （倉吉市）</p>			

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
3年-25 (R3.09.13)	福 祉 保 健	コロナ禍における医療提供・相談体制の充実と周知について	

▶陳情事項

- 1 鳥取県議会から国に対し、コロナ禍における「受診控え」への対策を求める意見書を提出すること。
- 2 鳥取県において、運動不足などによる生活習慣病等防止のための啓発を強化すること。
- 3 鳥取県において、「とっとりおとな救急ダイヤル」の活用へ更なる周知を行うこと。あるいは、「とっとりおとな救急ダイヤル」の受付時間を24時間に延長したり、通話料を県内通話と同一にしたり、県民が医療相談を受けやすい環境を構築すること。

▶陳情理由

コロナ禍においては、医療機関に患者が集中し、日本各地において、通常の医療の提供が困難になるなど、“医療崩壊”ともいうべき弊害が生じているところである。

患者等は、こうした場所に負担をかけたくないとの思いや、また、「密」かもしれない病院への抵抗感などもあり、心理的に受診を控える人もいだろう。更には、コロナ禍が原因で収入が減少した人など、病院にかかるのが困難な患者さんもいるはずだ。

6月の新聞記事では、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で経済的に困窮し、治療を中断したり、受診を控えたりして死亡に至った事例が複数件あったそうである。

すべての人の生存権を保障し、皆が健康で文化的な生活を営むことができるように、政府は、こうした「受診控え」に対策を打つ必要がある。

コロナによる自粛で、運動などが減り、生活習慣病、フレイルなどへの懸念もあり、当局による啓発も必要である。

医療相談に関しては、鳥取県では、従来より、「とっとりおとな救急ダイヤル」(#7119、相談料は無料だが、東京都までの通話料がかかる。)を設置し、概ね15歳以上の方の休日、夜間の急な病気、けが等について、受診の必要性や対処法について相談できるサービスがある。

一方、この存在は、私もあることを忘れていた。県民に浸透しているのか疑問で、積極的に再度の周知を行うなどしてほしい。

また、以下は予備的な内容で、以上がメインのものになるが、この電話サービスの時間をたとえば24時間に延長したり、通話料の負担を考え、通話料を県内通話と同一にできるナビダイヤルやフリーダイヤルにしたり、県民の方が医療相談を受けやすい環境の構築も、なされるといいと思う。

▶提出者

足羽 佑太 (倉吉市)

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・地域づくり県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
3年-16 (R3.09.01)	危機管理	原発稼働の要件の中に、原子力災害時の避難計画を国が審査・検証する仕組みを作ることを求める 意見書の提出について	

▶陳情事項

鳥取県議会から国に対して、電力会社が原子力発電所を稼働するための要件の中に、原子力災害時の避難計画の実効性を国が審査・検証する仕組みを作るよう求める意見書を提出すること。

▶陳情理由

中国電力島根原子力発電所2号機の審査は、6月23日の原子力規制委員会において実質的に終了した。しかし、避難計画において、国（原子力規制委員会・内閣府）による実効性の審査・検証は行われてなく、原発稼働の要件にもなっていない。

現在、避難計画は、災害対策基本法及び原子力災害特別措置法をはじめとする関係法令に基づき、原発から30km圏内の自治体が地域防災計画・避難計画の策定を義務付けられている。しかし、ひとたび原発事故が起きると、地域住民の生命・身体及び財産に甚大な影響が生じることは、福島第一原発事故の教訓から明らかである。その意味で避難計画は原発稼働の要件として最も重要な部分と考えられる。

以上の理由より、原子力災害から地域住民の生命・身体及び財産を確実に保護するため、過酷事故の対応について、国が責任を持って審査・検証する仕組みが必要と考える。

▶提 出 者

原子力防災を考える県民の会 代表 山中 幸子

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・地域づくり県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
3年-18 (R3.09.06)	危 機 管 理	島根原発2号機再稼働の是非について意見を述べる前に、中国電力に対して立地自治体並みの安全協定の実現を強く求めることについて	

▶陳情事項

鳥取県議会から中国電力株式会社に対し、鳥取県が島根原子力発電所2号機再稼働の是非についての意見を述べる前に、鳥取県との間に立地自治体並みの安全協定を締結するよう、強く求めること。

▶陳情理由

島根原発から30km圏内の鳥取県では、原子力災害対策指針にしたがって避難計画を作成することが、法的に義務付けられている。それは、東京電力福島第一原発事故により、40km離れた飯館村までが避難指示区域になった教訓により定められた。原発稼働に関しては、立地自治体同様、周辺自治体もまた最悪の事態に備えてリスクに向き合い、住民の生命・身体及び財産を保護しなければならないという重大な責務を担っている。そのため、鳥取県では、米子市、境港市とともに中国電力に対して立地自治体並みの安全協定を求め続けており、私たちもその姿勢を支持してきた。

ところが、島根原発2号機の国の審査が最終盤を迎える中、中国電力は、本年8月11日に島根県の周辺自治体3市に対して「事前了解は立地自治体固有の規定で、周辺自治体に拡大することは本来あるべき姿とは異なる」と回答し、周辺自治体の「事前了解」の権限を認めないとの判断を示した上に、鳥取県の周辺自治体に対しては、回答さえしなかった。この対応の違いに対して、鳥取県側は強く批判し、すぐに8回目の申入れを行った。

周辺自治体の事前了解権を認めないばかりか、島根県と鳥取県で対応を変えることで両者の関係を分断するような中国電力の対応は、私たち鳥取県の住民にとって、二重に許しがたいものである。

8月11日の安全協定に関する中国電力の対応に強く抗議し、鳥取県が島根原発2号機再稼働の是非についての意見を述べる前に、鳥取県議会として中国電力に対して安全協定の改定実現を求めている。

▶提 出 者

えねみら・とっとり（エネルギーの未来を考える会） 共同代表 山中 幸子

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・地域づくり県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
3年-21 (R3.09.07)	県土整備	皆生海岸侵食対策（和田工区）について	
<p>▶陳情事項</p> <p>1 皆生海岸の侵食対策に当たっては、米子市和田地区の砂浜について、富益工区に続き、離岸堤等の抜本的対策を講じ、砂浜の適切な保全を図ること。</p> <p>2 上記1の抜本的対策を講ずるまでの間に発生した砂浜後退については、サンドリサイクルを含め、より効果的な対策を講じて砂浜の復旧を図ること。</p> <p>3 上記1及び2に掲げる項目の実現に当たっては、国、県及び市が共に協力すること。</p>			

▶陳情理由

米子市和田地区自治連合会は、安心安全で住みよい地域づくりの推進を目指して、日頃から様々な活動を展開している。特に近年では災害の多発により防災に関する意識が高まるなど、地域を取り巻く環境は急激に変化を遂げている状況にある。しかしながら、住みよい地域づくりを推進するためには、行政からの支援もいただき、地域と行政が一体となって進めていくことが不可欠であると認識している。

この度、鳥取県政に対する陳情を取りまとめたので、十分に御検討いただくとともに、実現に向けて御高配を賜りたい。

弓ヶ浜半島は日本最大級の砂州であり、出雲風土記には、弓ヶ浜半島を綱とし、大山を杭として、能登から土地を引き寄せたという壮大な「国引き神話」にも登場する美しい地域として住民に愛され、江戸時代から伝わる伝統行事「とんど」の神聖なエリアとしても住民が一丸となって保存に取り組んでいる。

さらに令和2年3月に全線開通した「白砂青松の弓ヶ浜サイクリングコース」は砂浜や松林の中を走り、海越しに霊峰大山を眺望することができる風光明媚なサイクリングコースとして国内外から多くのサイクリストや観光客が訪れ、新たな魅力ある観光資源としてにぎわいを見せている。

皆生海岸は、昭和35年に全国で初めて建設省（現国土交通省）の直轄施工として、侵食対策が進められてきた。かつては、明治、大正時代に盛んに行われた「かなな流し」が終焉したことにより日野川からの流出土砂が減少し、昭和10年代には著しい海岸侵食が進行、その後に護岸整備、突堤の建設が行われ、一時的に砂浜が回復したが、昭和30年に再び侵食被害を受けた。以来、現在施工の富益工区に至るまで、順次、対策工事を進めていただき、弓ヶ浜半島の砂浜が保全されてきたものと感謝している。

しかしながら、現在施工中の富益工区の侵食対策工事が進むにつれ、和田地区の砂浜の後退傾向が顕著となり深刻な影響が出始めている。
先述のとおり、地元住民にとって大切な砂浜であることは言うまでもないが、鳥取県にとっても全国に誇れる一大景勝地であり、確実な砂浜保全が図られるよう、上記事項を陳情する。

▶提出者

米子市和田地区自治連合会	会長	田邊	忠雄
和田町環境整備協議会	会長	安達	卓雄
和田町マツ守り隊	代表	安達	卓雄

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・地域づくり県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
3年-24 (R3.09.13)	地域づくり	戦没者の遺骨が眠る土砂を辺野古新基地建設の埋め立て等に使用しないよう求める意見書の提出について	

▶陳情事項

鳥取県議会から国に対し、次に掲げる項目を求める意見書を提出すること。

- 1 沖縄県戦没者の遺骨等が眠る土砂を辺野古新基地建設の埋め立て等を使用しないこと。
- 2 日本で唯一、住民を巻き込んだ激しい地上戦があった沖縄の事情に鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」を遵守し、ボランティア任せにせず、格別、政府が主体となって戦没者の遺骨収集を実施し、その遺骨を遺族の元に届けること。

▶陳情理由

1945年4月1日、アメリカ軍が沖縄本土に上陸し、激しい地上戦となり、日本軍は5月末日には、首里城司令部壕から本島南部に撤退した。そのために、南部に避難していた住民と日本軍が混在状態となり、沖縄戦の戦没者の半数以上といわれる多数の犠牲者が発生した。この沖縄戦には、沖縄県民約12万人、日本本土兵士等約7万7千人など、あわせて20万人余の尊い生命が失われた。戦後、沖縄県民は、こうした戦争犠牲者の遺骨を収集して糸満市米須の「魂魄の塔」をはじめ慰霊の塔を次々と建立して、戦没者の霊を葬ってきたが、いまだに南部一帯には多くの戦争犠牲者の遺骨が放置されたままである。

ところが、日本政府（防衛省・沖縄防衛局）は、昨年4月に提出した「辺野古埋め立て設計変更申請書」で、この沖縄戦跡地の南部地区、特に糸満市米須地区や八重瀬町の山野の土砂を採掘して、辺野古新基地建設の埋め立てに使用する計画を発表した。現地で遺骨収集にたずさわってこられた具志堅隆松氏は、「戦没者の遺骨が混じり、血が染み込んだ土砂を新基地建設に使うことは人道上許されない」と訴えておられる。私たち戦没者遺族には、いまだに南方の戦地に遺骨が眠ったままになっている会員もあり、この度の沖縄戦没者の遺骨が残された土砂を、新基地建設のための埋め立てに使うなどということは、許してはならないと思っている。私たち戦没者遺族は、すべての遺骨が遺族の元に帰ってくる日を待っている。

2016年3月、超党派の議員立法により全会派一致して、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」を制定し、戦没者の遺骨収集を国の責務として約束した。法律の基本的な計画のはじめには、「戦没者の心情を鑑み、戦没者の遺骨の尊厳を損なうことのないよう、丁重な配慮をしつつ、戦没者の遺骨収集を推進する必要がある」としている。

この趣旨にも反する、この度の「戦没者の遺骨の眠る土砂を新基地建設に利用する」などということは、日本政府の方針とは大きくかけ離れたものであり、許すことはできない。

私たち、鳥取の「平和遺族会」として、鳥取県民の想いをこめて、貴議会が上記の点を御検討いただき、意見書を提出されるよう要望するものである。

▶提出者

平和を願い戦争に反対する鳥取県戦没者遺族の会 代表 市谷 尚三

